

○湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、湯梨浜町補助金等交付規則（平成16年湯梨浜町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、町内の中古住宅を購入した移住定住者に対し、当該中古住宅の修繕を支援することにより、移住定住者の住生活の安定向上を図るとともに、人口の増加により町の活性化を促進することを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古住宅 町内に所在し、過去に居住の用に供されていたことのある住宅をいう。
- (2) 移住 県外から町内に定住の意思をもって転入し、町の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を町に移すことをいう。
- (3) 移住定住者 本町に移住し、住所を有してから継続して町内で生活している者をいう。
- (4) 修繕 故障による不具合箇所の修理及び改善を図ることをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を受けてから5年以上町に定住しようとする移住定住者で、補助金の交付を申請した日において次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 中古住宅を購入し移住してきた者又は移住してから中古住宅を購入した者
- (2) 移住してから5年を経過していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 第6条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を補助対象とする他の補助金を受けている者又は受けようとする者
- (2) 町税等の滞納がある者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

及び暴力団と密接につながりがあると認められる者

(対象住宅)

第5条 補助金の交付の対象となる中古住宅(以下「対象住宅」という。)は、補助対象者が自ら居住する中古住宅とする。ただし、土地と対象住宅との所有者が異なる場合にあっては、土地所有者との間に定住の同意が確認できた中古住宅に限る。

(補助対象事業)

第6条 補助対象事業は、対象住宅を修繕する事業(工事請負代金が50万円以上のものに限る。)で、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

2 補助対象事業の実施に当たっては、町内に事業所を有する者(以下「町内事業者」という。)へ発注しなければならない。ただし、やむを得ない事情で町内事業者への発注が困難と町長が認めた場合については、この限りではない。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち居住の用に供する部分に係るものとする。ただし、過去に国、県及び町の補助金を受けて改修等をした箇所を除く。

(補助金の算定等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とし、予算の範囲内でこれを交付する。ただし、25万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、同一の世帯に対して1回限りとする。

(補助金の申請及び決定等)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が別に定める日までに申請しなければならない。

2 申請者は、補助対象事業に着手する前に湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
- (3) 修繕内容のわかる図面
- (4) 補助対象事業着手前の現場写真

- (5) 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者がわかる書類及び対象住宅の所有者と土地所有者が異なる場合にあっては確認書（様式第3号）
- (6) 市町村税の納税証明書
- (7) 住民票の謄本
- (8) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助することを決定したときは湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助しないことを決定したときは湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を取り壊し、売却し、又は転居をしたとき。
- (2) 補助金交付決定者が5年以内に町外に転出したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により交付決定を受けたとき。

（補助金の変更及び実績報告）

第10条 補助金交付決定者が、次に掲げる本補助金の申請内容の変更又は補助事業の中止をしようとするときは、あらかじめ、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業変更（中止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 規則第17条第1項の規定による実績報告は、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業報告書及び収支決算書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 修繕内容のわかる図面
- (4) 補助対象事業の成果が確認できる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 前項の実績報告は、補助対象事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(着手届及び完了届)

第11条 補助対象事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

(活用状況等の報告)

第12条 町長は、補助金の交付後5年間、必要があると認めるときは、補助金交付決定者に対し、補助金により修繕した中古住宅の活用状況等について報告を求めることができる。

2 町長は、補助金交付決定者が前項に規定する報告の求めに応じないときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

電 話 番 号

湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付申請書

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業

2 交 付 申 請 額 円

3 添付書類

- (1) 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
- (3) 修繕内容のわかる図面
- (4) 補助対象事業着手前の現場写真
- (5) 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者がわかる書類及び対象住宅の所有者と土地所有者が異なる場合にあつては確認書(様式第3号)
- (6) 市町村税の納税証明書
- (7) 住民票の謄本
- (8) その他町長が必要と認める書類

【同意事項】

本補助金の交付に係る審査及び交付後5年間の居住状況の確認等のため、私及び私と世帯を同じくする者に係る住民基本台帳の記録及び納税状況等個人情報に関し、町長が関係機関に照会し、調査することに同意します。

氏 名

様式第2号(第9条、第10条関係)

湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

1 事業計画(報告)

| | | | |
|---------------------|---|-------------------|-------|
| 1 住宅の所在地 | 湯梨浜町 | | |
| 2 土地の所有者 | (住宅所有者と異なる場合のみ) | | |
| 3 修繕工事の内容 (具体的に) | | | |
| 5 見積(決算)額 | 円 | 6 補助対象経費 | 円 |
| 7 補助金 交付申請(決定)額 | ※1,000円未満の端数切り捨て ※補助対象経費×1/4(上限25万円) | | |
| 8 事業開始(予定) 年月日 | 年 月 日 | 9 事業完了(予定) 年月日 | 年 月 日 |
| 10 移住年月日 | 年 月 日 | | |

2 収支予算(決算)

(1) 収入

| 区 分 | 予 算 額 (決算額) | 備 考 |
|------|----------------|-----|
| 補助金 | 円 | |
| 自己資金 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| 計 | 円 | |

(2) 支出

| 区 分 | 予 算 額 (決算額) | 備 考 |
|-------|----------------|-----|
| 住宅修繕費 | 円 | |
| その他 | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 計 | 円 | |

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

住 所

氏 名 ㊟

確 認 書

私の所有する下記の土地について、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付要綱第4条に定める期間について、退去・取り壊し等を求めないことを確認します。

記

- 1 土地の所在地
- 2 住宅の入居者

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

湯梨浜町長



年度湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金については、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助対象事業は、年 月 日付で申請のあった湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業として、その内容は申請書の内容欄記載のとおりとする。ただし、補助対象事業内容及び経費に変更が生じた場合は、変更承認申請をしなければならない。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

| | | |
|--------------|---|---|
| 補助対象事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額 | 金 | 円 |
- 3 申請者は、湯梨浜町補助金等交付規則(平成16年湯梨浜町規則第50号)及び湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付要綱(令和3年湯梨浜町告示第●●号)に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 5 付帯条件
 - (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に対象住宅を取り壊し、売却し、又は転居をしないこと。
 - (2) 補助金交付決定者は補助金の交付を受けた日から5年以内に町外に転出しないこと。
 - (3) 前2項に掲げる付帯条件のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還しなければならない。

様式第5号(第9条関係)

第 月 号
年 月 日

申請者 様

湯梨浜町長



年度湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金については、次の理由に基づき不交付決定しましたので、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

- 1 申請者
- 2 対象住宅を取得する場所
- 3 事業完了予定年月日
- 4 理由

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

年度湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業変更(中止)承認申請書

年 月 日付第 号をもって交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更(中止)したいので、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助金の名称 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金
- 2 交付決定額
- 3 変更(中止・廃止)後の額
- 4 差 引 き
- 5 変更(中止・廃止)の時期
- 6 変更(中止・廃止)の理由及び内容
- 7 添付書類
 - (1) 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
 - (2) 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
 - (3) 修繕内容のわかる図面
 - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

湯梨浜町長 様

申請者住所

氏 名

電 話 番 号

年度湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった 年度湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業が完了したので、湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了日 年 月 日

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 湯梨浜町移住定住者中古住宅修繕支援事業報告書及び収支決算書(様式第2号)
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) 修繕内容のわかる図面
- (4) 補助対象事業の成果が確認できる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 1 号 (第 9 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条、第10条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第10条関係)

様式第 7 号 (第10条関係)